

## 交通局が運行する特定バスにおける通行禁止道路の運行について

交通局が依頼を受けて運行している特定旅客自動車運送事業（以下「特定」という。）のバスにおいて、通行禁止道路を運行するための通行許可証の有効期限が切れていることに気づかず、延べ 45 回運行させていたことが判明しました。

このような事態を発生させたことを深く反省し、再発防止に努めてまいります。  
誠に申し訳ございませんでした。

- 発生日及び回数  
平成 29 年 2 月 24 日～平成 29 年 3 月 2 日のうち、土日を除く 5 日間延べ 45 回  
※平日のみ 9 便運行
- 通行禁止道路  
市営地下鉄吉野町駅から京浜急行本線南太田駅の間の一部の区間  
(横浜市南区南吉田 4 丁目 40-22 地先から横浜市南区南太田 1 丁目 8-13 地先)
- 所管営業所  
滝頭営業所 (横浜市磯子区滝頭 3 丁目 1-33)
- 当該車両及び通行禁止道路通行許可証の有効期限
  - 車両  
マイクロバス (特定車両) 定員 23 名 横浜 830 あ 2500
  - 有効期限  
平成 29 年 2 月 23 日 (1 年間有効)
- 状況  
横浜市磯子区にある病院の来院者を輸送することを目的として、病院と市営地下鉄吉野町駅及び京浜急行本線南太田駅を結ぶ巡回シャトルバスを、横浜市医療局病院経営本部から依頼を受けて交通局が運行しています。このシャトルバスは、大型車両 (定員 11 名以上のマイクロバスを含む) の通行が規制されている区間を通行するために許可を受けていましたが、その許可の有効期限が切れていることに気づかず、5 日間延べ 45 回、無許可の状態で行っていました。  
仕業点呼の際に点呼執行者から乗務員に通行許可証を手渡し、双方で有効期限を確認することとしていますが、この 5 日間有効期限が切れていることに気づきませんでした。
- 対応等  
本件については道路交通法第 8 条 (※) に抵触するため、警察署に報告済みです。

## ※道路交通法第 8 条 (抜粋)

歩行者又は車両等は、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行してはならない。

- 車両は、警察署長が政令で定めるやむを得ない理由があると認めて許可をしたときは、前項の規定にかかわらず、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行することができる。

## 7 再発防止策

仕業点呼において点呼執行者から乗務員に通行許可証を手渡しする際、点呼執行者及び乗務員の双方が確実に有効期限を確認します。

また、当該バス車両の運転席に有効期限を貼り、乗務員が有効期限を確認できるようにします。

## お問合せ先

交通局滝頭営業所長代行	佐藤 徹	Tel 045-751-5548
交通局運輸課長	小島 健治	Tel 045-326-3863